

平成28年度における 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の見直し検討について

平成22年4月1日から施行した「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」については、その附則において「知事は、施行日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と定められていることから、前回の見直し検討から3年を経過したことに伴い、平成28年度に条例の見直し検討を行う。

1 条例の見直し検討について

(1) 見直し検討の視点

ア 基本的な視点

条例の見直し検討は、平成20年4月1日から施行された「神奈川県条例の見直しに関する要綱」により、①必要性、②有効性、③効率性、④基本方針適合性、⑤適法性の5つの視点に基づいて行う。

イ 見直し検討に当たっての新たな要素

平成28年度の見直しにおいては、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を控え、国内外からの多くの来訪者を受動喫煙による健康への悪影響から守るため、また、県で進める「未病を改善する」取組みなどの新たな要素も踏まえ、見直し検討を行う。

(2) 見直し検討の進め方

前回の見直し検討と同様、検討項目と見直し検討の論点を整理した上で、見直し検討の議論を行っていく。

(3) 検討にあたって実施する調査等

ア 条例の施行状況の把握

条例施行に関する県民意識・施設の対応状況等については、以下の調査等に基づき、見直し検討の議論を進めていく。

- 平成27年度 受動喫煙に関する県民意識調査・施設調査の結果（資料4）
- 戸別訪問の実施状況（平成22年度～平成27年度）（資料5）
- 県に寄せられた通報の状況（資料6）
- その他委員から要望のあった資料

イ 条例対象となる事業者や関係団体の要望等の把握

前回の見直し検討時には、条例対象施設に関係する事業者団体や禁煙推進団体に対し、条例への対応状況や条例に対する意見等の照会を行ったが、今回の見直しに当たっては、平成27年度受動喫煙に関する施設調査（資料4）をもって代えることとする。

ウ 意見陳述を要望する団体等への対応

前回の見直し検討の時も、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会設置要領第6条に基づき、以下の3事業者・団体から意見聴取を行っている。このことから、検討会の意見を踏まえ、意見陳述を要望する事業者・団体等の意見陳述を受け止めることとする。

なお、意見陳述を行う場合は、平成28年度第2回見直し検討部会において行うこととする。

※要望：H27.7、神奈川県たばこ商業協同組合連合会が、条例見直し検討の場での意見陳述参加について要望

※前回見直し検討時の意見陳述をした事業者・団体

神奈川県たばこ商業協同組合連合会
禁煙、分煙活動を推進する神奈川会議
日本たばこ産業株式会社

※「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会設置要領
(意見聴取)

第6条 部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

2 見直し検討の体制について

神奈川県たばこ対策推進検討会において、条例の見直しについて検討を行う。検討に当たっては、広い意見を聴取するため、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会を設置し、条例の対象となる事業者団体や関係者、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会等で県内外から多くの来訪者を迎える観光の視点で条例の見直し検討ができるよう学識者も加え、条例の見直し検討の議論を行っていく。(委員については、別紙委員名簿参照)

3 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例見直し検討のスケジュール

年 月	条例の見直し検討等（条例附則に定める検討）		議 会 等	備 考	
	神奈川県たばこ対策推進検討会	「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」見直し検討部会			
平成27年度	3	平成27年度第2回検討会(3/22) ※・部会設置の検討 ・見直し検討のスケジュール等の説明		県民意識調査・施設調査結果公表	
平成28年度（附則に定める条例見直し検討年）	4				
	5		部会設置伺い 委員委嘱方針伺い		
	6		委員委嘱手続		
	7	第1回検討会（7/21） ①見直し項目及び論点の整理 ②意見陳述を要望する団体等への対応検討	第1回見直し検討部会（7/26） ①見直し項目及び論点の整理 ②意見陳述を要望する団体等への対応検討	検討会実施について、常任委員への説明	
	8				
	9		第2回見直し検討部会（9/1～7） ①項目ごとに見直しの検討 ②（7月の検討会・部会の議論を踏まえ）要望する団体からの意見陳述	9/8 本会議	
	10		第3回見直し検討部会（10月中旬） ①項目ごとに見直しの検討 ②項目ごとに見直し検討の方向性の整理	～10/11 常任委員会 10/12～ 決算特別委員会	
	11	第2回検討会（11/上旬～中旬） ①見直し検討結果の取りまとめ（案）の確認	第4回見直し検討部会（11/上旬～中旬） ①見直し検討結果の取りまとめ（案）の検討	～11/4 決算特別委員会 検討結果の取りまとめ（案）について、常任委員への説明	
	12		見直し検討部会解散 （条例を見直す場合は適宜延長）	常任委員会へ検討内容の報告	
	1			※見直すこととなった場合 12月～1月 ・条例見直し内容の検討 2月 ・常任委員会への報告 3月～ ・条例案の内容検討 ・条例案の作成	
	2				
	3	第5期委員改選			
平成29年度	4				
	5				
	6		6月定例会 ・条例改正案の議案提案		

※その他、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた動き
 ・国…「受動喫煙防止対策強化検討チーム」設置し、幅広い公共の場等における受動喫煙防止対策を強化するための検討をすすめる。（平成28年1月25日に第1回を開催）
 ・東京都…東京都受動喫煙防止対策検討会において、2018年までに条例化について検討を行う、国に対して、全国統一的な法律での規制を働きかけることなどの提言をまとめる。